

論点に関する当社の考えについて

平成25年 2月20日
九州電力株式会社

【人件費】

年収メルクマールにおける補正……………P 1～6

【燃料費】

原価算定期間中に価格改定されるLNG長期契約……………P 7～11

【経営効率化】

資機材調達における競争導入効果の深掘り……………P12～16

【事業報酬】

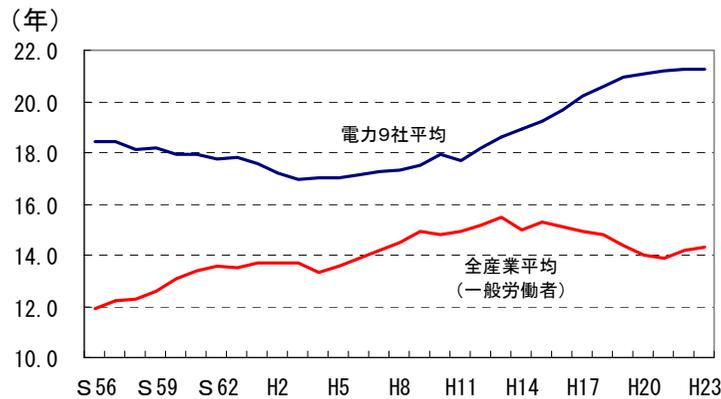
事業報酬制度・率……………P17～19

【普及開発関係費】

普及開発関係費算入の考え方……………P20～25

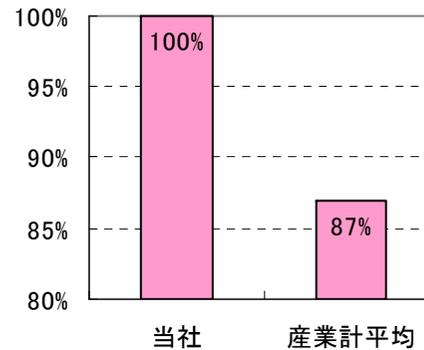
- 電力会社(当社)と賃金構造基本統計調査における産業計平均(1,000人以上)のデータを比較すると、電力の事業特性の影響等により、勤続年数や正社員比率について大きな乖離が発生している(図-1、2)。
- 賃金構造基本統計調査のデータが示すとおり、年収水準は勤続年数の長短や正社員比率に大きな影響を受ける(表-1、図-3)ため、電力会社の年収水準のメルクマールを算定する際には、電力会社の実態を反映させた補正を行う必要がある。
- なお、人事院勧告にあたって官民の給与を比較する際には、人事院調査「職種別民間給与実態調査」に基づき、公務と類似する職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素を同じくする者同士を対比させ、精密に比較(同種・同等比較の原則)している。

(図-1) 【勤続年数の経年比較】



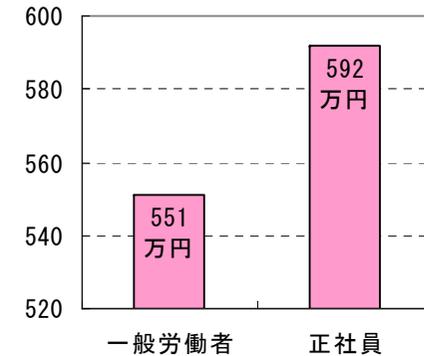
【出典】電力9社平均：有価証券報告書

(図-2) 【正社員比率】



賃金構造基本統計調査の一般労働者には非正社員(約13%)が含まれている。

(図-3) 【産業計平均の年収水準】



賃金構造基本統計調査における正社員の年収水準は一般労働者の年収水準を約41万円上回っている。

(表-1) 【賃金構造基本統計調査(産業計)における勤続年数区分別年収・年齢】

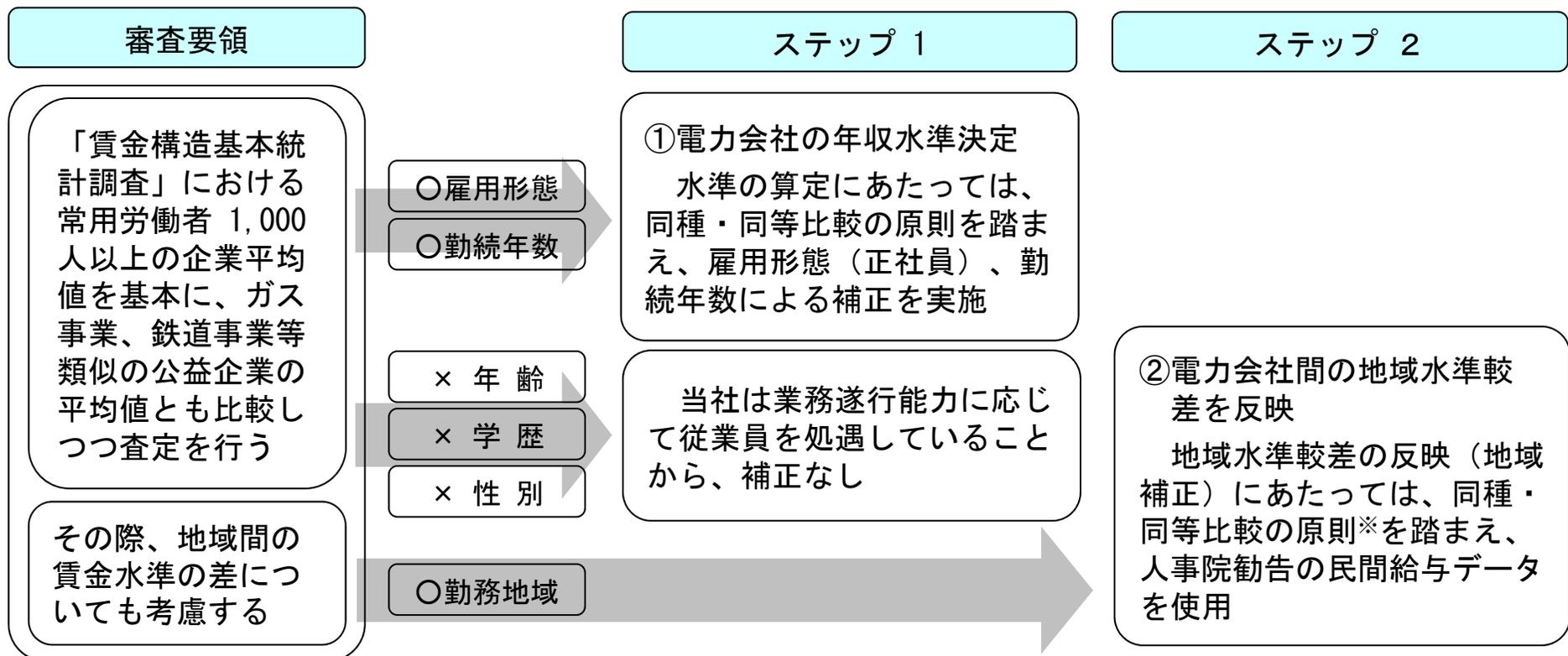
	勤続年数 (年)									
	計	0	1~2	3~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30以上
平均年収 (万円)	551	288	353	402	456	540	631	728	808	752
平均年齢 (歳)	41	32	32	34	36	39	42	45	49	56

産業計の平均勤続年数(14.3年)に対応する「10~14年」の年収水準は、当社の平均勤続年数(21.3年)に対応する「20~24年」の年収水準の74%($\div 540$ 万円 $\div 728$ 万円)程度。

- 同種・同等比較の原則の考え方にに基づき、電力会社の雇用実態等を踏まえ、「雇用形態」「勤続年数」「勤務地域」について補正を実施。

	補正	補正方法	考え方
雇用形態	○	賃金構造基本統計調査における正社員のデータを使用	・当社給料手当の対象者は全員が社員であるが、賃金構造基本統計調査における一般労働者(産業計)のデータ(551万円)には非正社員も含まれている。
勤続年数	○	当社社員の勤続年数を賃金構造基本統計調査に反映	・設備産業である電気事業においては、電気の安定供給のため、発電所や送配電線等の保守・運用・設計など長年の経験と技術力を有した人材が求められることから、新卒採用者に段階的に経験を積みさせ計画的かつ継続的に育成しており、従業員の勤続年数(20.0年)は産業計平均(14.3年)に比べて長い。 ・当社では業務遂行能力に応じて従業員を処遇しており、技術力は業務経験を通じて向上。
年齢	×	—	・当社では年齢に拘らず業務遂行能力に応じて従業員を処遇。 ・賃金構造基本統計調査は、中途採用者の影響により年齢構成が歪である(P1表-1)ため、新卒採用を中心とする当社と比較することは適当ではない。
学歴	×	—	・当社では学歴に拘らず業務遂行能力に応じて従業員を処遇。 ・「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針」に、「学歴補正については、学歴による給与格差は雇用政策の観点から必ずしも望ましいと言えないため、査定基準として反映することは適当とは言えない。」と記載。
性別	×	—	・当社では性別に拘らず業務遂行能力に応じて従業員を処遇。 ・男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえると、性別による給与格差を査定基準として反映することは適当ではない。
勤務地域	○	人事院勧告の民間給与データの全国平均に対する比率により補正	・「一般電気事業供給約款料金審査要領」に、「地域間の賃金水準の差についても考慮」と記載。 ・賃金構造基本統計調査による地域補正は課題があるため、人事院勧告の民間給与データを適用。(P4～6に記載)

- 「一般電気事業供給約款料金審査要領」については、
 - ① 「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、類似の公益企業の平均値とも比較し、電力会社の年収水準について定め、
 - ② 同一サービスを提供する電力会社間に「地域間の賃金水準較差」を反映させるものと認識。



※ 同種・同等比較の原則

人事院「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会報告書」には、「通常一般に公表されている民間平均給与は、賃金構造基本統計調査や国税庁の民間給与実態統計調査などによる単純な民間賃金の平均値であり、調査対象の従業員の範囲が異なることや、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴等を考慮していないことから、賃金水準が低く算定されている。（中略）異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における給与の単純平均を比較することは適当ではなく、一般的と考えられる給与決定要素の条件を合わせて、同種・同等の者同士の給与を比較すべき」と記載

【「賃金構造基本統計調査」による地域補正の問題点】

- 地域間の賃金水準較差について、同統計調査では、九州は年収の高い業種の労働者が少なく年収の低い業種の労働者が多いなど（表－１）、地域における産業構造も大きく影響している。
- 同統計調査における都道府県別の統計値については、都市部には企業の本社機能が集中し、地方は支社や工場等の小規模事業所が中心となっているなど、都市と地方の機能の違い等の影響を受けていると考えられる。
- 当社の給料手当対象者は正社員であるが、都道府県別の統計値については、非正社員が含まれているなど、雇用形態の違いの影響を受けていると考えられる。

以上のことから、同一業種の賃金水準の地域間較差を補正する指標として実態を適切に反映できない面があり、同統計調査は適切とは言い難いと考えられる。

（表－１）【労働者数の分布状況（平成23年）】

	全国平均	九州
年収上位 5 業種	14%	10%
年収中位 6 業種	55%	51%
年収下位 5 業種	31%	39%

平成23年度賃金構造基本統計調査の産業全体16業種を年収水準の上位 5 業種、中位 6 業種、下位 5 業種に分類。

各分類ごとの労働者数の比率について全国平均と九州とを比較すると、九州は年収上位 5 業種の割合が低く、年収下位 5 業種の割合が高くなっており、産業構造の違いが顕著。

【人事院勧告の民間給与データによる地域補正の妥当性】

- 人事院勧告の民間給与データは、地域ブロックを単位とした地域別の民間給与と国家公務員給与の較差を検証し、国家公務員の地域別の賃金の妥当性を検証するために調査されたものであり、全国で同一サービスを提供する「国家公務員」の賃金を決定するために調査された同データ（民間企業給与水準の全国平均と九州・沖縄の水準比率[96%]）を基に補正を実施（表－2、表－3）。
- 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議（第2回）にて、「地域ごとの物価水準の調整は当然あるべき」との考えが示され、審査要領において地域差を考慮しているものと認識しており、人事院勧告の民間給与データによる比率は、消費者物価指数の全国平均に対する九州の地域指数（97%）と同程度となっている（表－4）。

（表－2）【地域別の民間給与との較差（平成24年）】

	民間給与	国家公務員給与
全 国	401,516円 (100%)	401,789円
九州・沖縄	385,611円 (96%)※	390,864円
(参考) 関東甲信越	418,240円 (104%)	414,730円

※ 全国と九州・沖縄の比率：96% = 385,611円 ÷ 401,516円

【出典】人事院勧告（H24.8）

- ・ 人事院勧告における民間給与実態調査では、国家公務員と類似する職種に該当する従業員の給与等を個人別に調査し、その調査の正確を期するために、調査員が各事業所に赴いて直接面接して行う実地調査を実施。また、集計にあたっては、特定の規模や産業に片寄った結果が出ることのないよう配慮
- ・ 適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向について注視

（表－3）【地域補正】

	補正率(%)	産業計	他公益	平均
地域補正前※	100	673万円	682万円	—
人事院勧告による地域補正（申請値）	96	646万円	655万円	650万円
賃金構造基本統計調査による地域補正	86.75	584万円	592万円	588万円

※ 勤続年数補正後（産業計592→673万円、他公益625→682万円）

（表－4）【消費者物価地域差指数（平成23年）】

全 国	100
九 州	97
(参考) 関 東	103

【出典】総務省発表データを基に算定

消費者物価指数の全国平均に対する地方指数は平成22年以降未集約のため、平成21年の指標をベースに、消費者物価指数の伸び率（公表値）を反映し、平成23年の地方指数を算定

- 民間企業の給与を調査する国の主な統計調査は、賃金構造基本統計調査（厚労省）、毎月勤労統計調査（厚労省）、職種別民間給与実態調査※（人事院）、民間給与実態統計調査（国税庁）の4種類。
- 賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査、民間給与実態統計調査については、調査結果が産業構造の影響を受けていること等から、同一業種の地域間の賃金水準較差を反映（地域補正）させる指標としては適当でなく、職種別民間給与実態調査が適当。

※ 人事院勧告の前提となっている調査

〔国の調査による実態を反映した地域補正の実施可否〕

	総合評価	産業構造	その他		
賃金構造基本統計調査 (厚労省)	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・九州は年収の高い業種の労働者が少なく、年収の低い業種の労働者が多い。 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者に非正社員が含まれている。 ・都市と地方との機能の違いの影響を受けていると考えられる。
毎月勤労統計調査 (厚労省)	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・九州は年収の高い業種の労働者が少なく、年収の低い業種の労働者が多い。 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者に非正社員が含まれている。 ・都市と地方との機能の違いの影響を受けていると考えられる。
職種別民間給与実態調査 (人事院)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の規模や産業に片寄った結果が出ることはないよう配慮されている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員と類似する職種に該当する従業員の給与等を調査したもの。 ・消費者物価指数の全国平均に対する九州の地域指数（97%）と同程度。
民間給与実態統計調査 (国税庁)	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・九州は年収の高い業種の労働者が少なく、年収の低い業種の労働者が多い。 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と地方との機能の違いの影響を受けていると考えられる。 ・なお、全国を単位とした調査であり、参考値として国税局別のデータが公表されているのみ。

○ 米国産シェールガスが日本向けLNGに与える影響

- ・ 米国産シェールガスの日本への輸入は最速で2017年以降と言われており、原価算定期間の2年後以降。
- ・ 輸入が実現した場合でも、現時点の見通しでは、全日本のLNG輸入量(2011年度実績：約8,300万ト)に占める割合は限られる。
- ・ また、米国産シェールガスの日本向け価格は、指標となるヘンリーハブ価格が今後上昇する可能性もあり不透明であることに加え、ヘンリーハブ価格に液化代や輸送代が上乗せされることも考慮することが必要。
- ・ JCC以外の価格指標の導入は、価格決定方式の多様化による調達価格変動リスクの低減に寄与すると考えるが、現時点で米国産シェールガスがLNG調達価格に影響を与える時期や幅については、見通し難い。

○ 原価算定期間中に価格改定されるLNG長期契約について

- ・ 長期契約の価格改定においては、交渉時期におけるLNG需給動向や日本向け長期契約価格等を考慮して交渉することになっている。
- ・ 原価算定期間中に米国産シェールガスの輸入は開始されずLNG需給等に直接的な影響は与えない。
- ・ また、新規に立ち上がるプロジェクトが少なく、中国・インド等の需要増で需給タイト化が見込まれる中、価格改定においては厳しい交渉が予想されるが、最大限の価格引下げ努力を行うこととしている。

【参考】第12回審査専門委員会（H24.12.12）における小山参考人のご発言

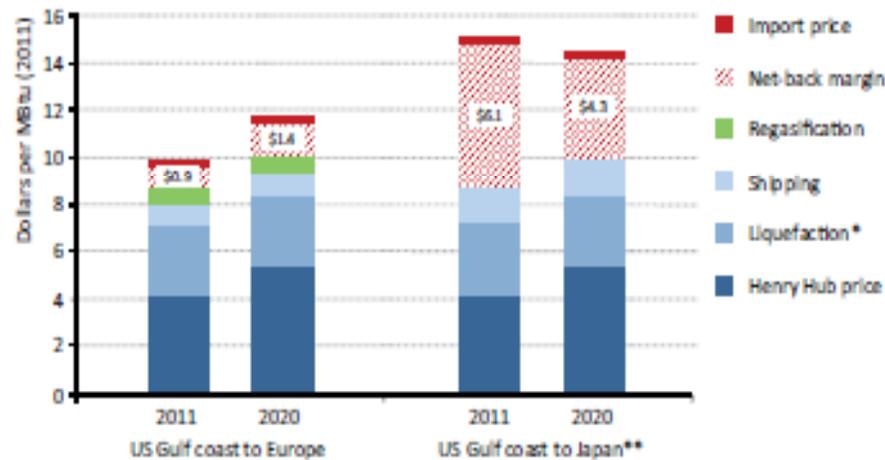
「中長期的には、新しい価格方式によるLNGの導入も期待できるのですが、当面は現実的に見ると、日本のLNG価格は、原油価格に左右される構造がやはり変わらない。だから、その原油価格が変わる中でも、どうやって、よりいい契約内容を得るかという、そういう交渉を強めていく必要があるということになります」

- 米国産LNGの日本向け価格の見通し（国際エネルギー機関発表の「World Energy Outlook 2012」）
 - ・ 2020年の米国産LNGの日本向け価格は、2011年より僅かに低下し、約14～15ドル/MMBTUと想定。
- （ 2020年のヘンリーハブ価格、輸送代及び液化代の合計は、2011年の約9ドル/MMBTU程度から若干上昇し、約10ドル/MMBTU程度。
 2020年の利益（net-back margin）は、2011年の約6ドル/MMBTUから若干低下し、約4ドル/MMBTU。 ）

米国からのLNG輸出価格

（出典：国際エネルギー機関「World Energy Outlook 2012」）

Figure 4.3 ▷ Indicative economics of LNG exports from the United States



* Includes cost of pipeline transport to export terminal. ** Widening of the Panama Canal, due to be completed in 2014, will allow for more LNG tanker traffic.

Notes: LNG costs are levelised assuming asset life of 30 years and a 10% discount rate. The Japanese import price is for liquefied gas, so it does not include regasification.

○ LNG価格改定方法について

- ・ 価格改定時における価格決定方式は、プロジェクト毎に異なっており、原則JCCリンクを維持すると規定されたものとは異なるものがある。
- ・ 価格改定に際しては、価格改定交渉時における日本の長期契約価格等を考慮し、売主・買主間で協議、決定。
- ・ 原価算定期間中に価格改定時期を迎える4契約についても、当社は他の長期契約における価格条件から劣後しないよう、売主と協議。

○ LNG引取義務数量について

- ・ 各契約の締結時に、契約期間内の各年毎の引取義務数量を規定。
LNGの場合、売主が生産設備の建設に要した巨額の資金を回収するため、契約において買主が契約期間中の義務数量を引き取れない場合に、引取未達数量を対象として契約価格での支払いを義務付ける条項（テイク・オア・ペイ）を規定。
各年の引取義務数量の増減については、運用面を考慮して若干の範囲内での微調整が可能。
- ・ 契約期間中の途中解約は、特別の場合※を除き不可。
 - ※ 不可抗力、債務不履行等（契約毎で異なる）
- ・ 現行契約満了前に、新たにJCC以外の指標連動型や非在来型ガスを由来とした契約を締結することは、後年度で調達量が過大となるリスク〔引取量未達（テイク・オア・ペイ）の発生〕があることから困難。
このため、JCC以外の指標連動型など新たな契約の導入については、今後の需給動向を踏まえ検討。

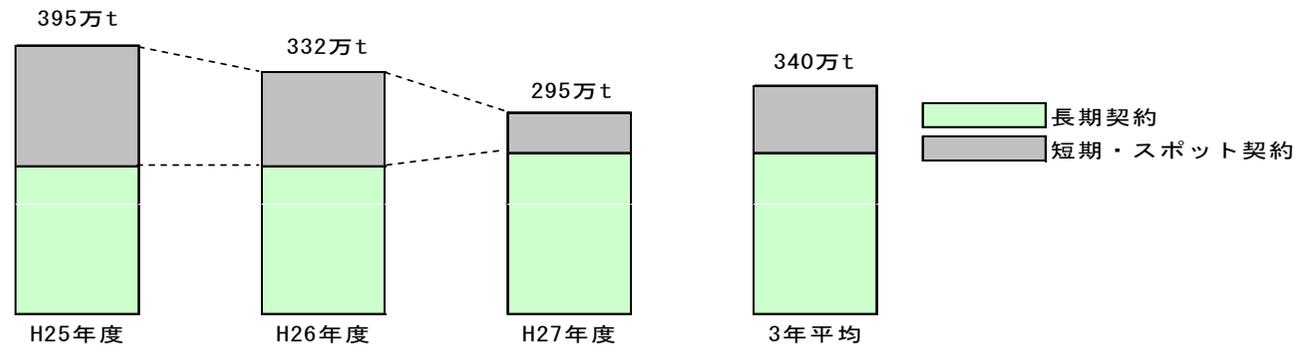
○ 平成23年度のLNGスポット調達実績について

- ・平成23年度は、原子力発電所停止に伴い、代替として石油・LNG火力発電所に対応したため、LNG調達量が大幅に増加。調達量の増加に対しては、現行契約の増量及びスポット調達で対応。この結果、全体の37%をスポットで調達。
- ・当時は電力各社の調達量の大幅な増加等に伴い、厳しい調達環境にあったが、欧州・アフリカ・南米等幅広い地域に調達先を拡大する等、種々の取組みにより、必要量を確保。

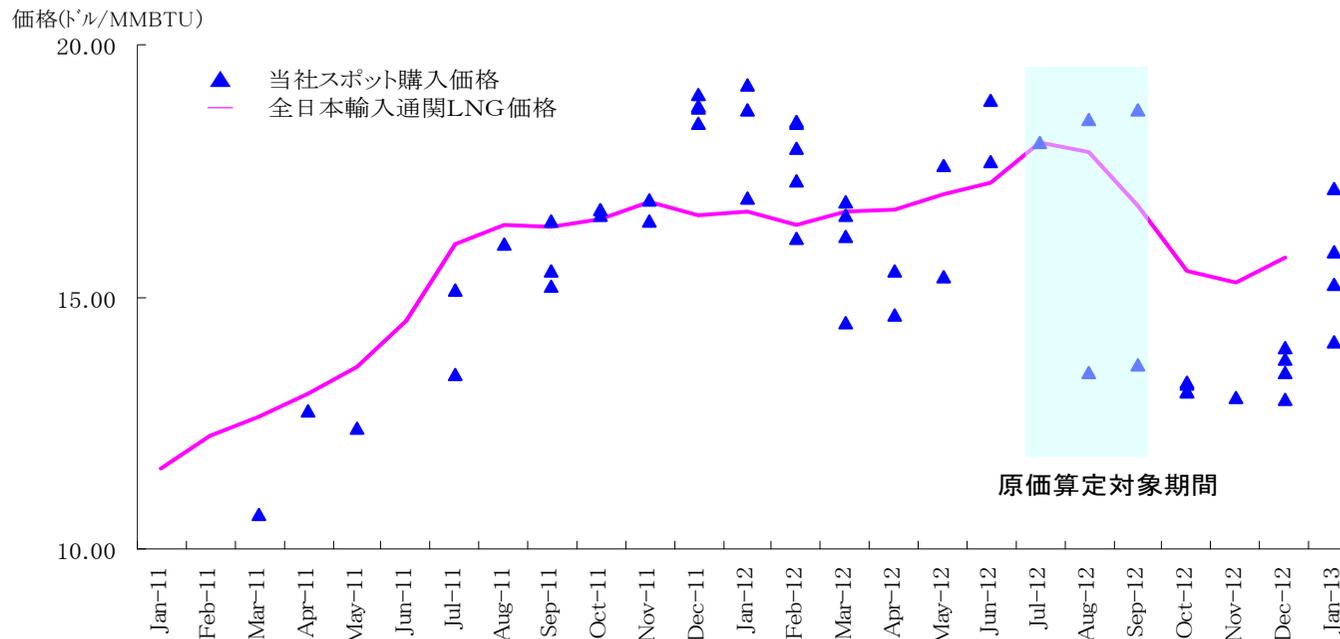
○ LNGスポット調達の考え方

- ・LNG調達は、長期安定確保の観点から長期契約が主体。需要変動により所要量に不足が生じる場合は、長期契約の増量に加え、必要に応じて短期・スポット契約により調達。
- ・今回の申請原価においては、平成25～27年度の所要量（約340万t/年）に対し、現行の長期・短期契約（増量・期間延長を含む）だけでは不足が生じるため、不足分をスポット調達で織込み。
- ・平成26～27年度は、LNG所要量が減少すること、新たな長期契約の引取りが始まること等によりスポット調達量は順次減少。
- ・なお、スポット調達においては、その時々需給環境を反映した固定価格で合意することが大半。（売買主の合意があれば、油価やガス価格を指標とすることも可能）

〔LNG調達数量の推移〕



- 長期契約とスポット契約の位置付け
 - ・ LNGはベース・ミドル電源の役割を担っており、供給安定性が求められることから、長期契約での調達の基本。スポット調達は補完的位置付け※。
 - ※ スポット調達は、流通量が少なく長期契約に比べ安定調達の面で劣る
- 価格決定方法
 - ・ 長期契約 : 価格改定交渉時における日本の長期契約価格等を考慮し、売主・買主間で協議、決定
 - ・ スポット契約 : 固定価格（交渉時の市況を反映）や極東アジア向けスポット価格指標に連動
- 長期契約価格とスポット契約価格の関連性
 - ・ スポット契約価格は、調達時期の市況により大きく変動するため、価格の想定は困難。
 - ・ 一方、長期契約価格は、原油価格に連動しており、スポット契約価格とは価格変動時期や変動幅が異なる等、双方の価格の関連性は低い。



- 原価算定期間における設計値は、緊急経営対策前の平成23年度と比較すると、継続的な経営効率化により▲約3～4%※低減。
- 更に、申請原価には平均▲7%（修繕費：▲7.2%、委託費：▲6.2%など）の競争導入効果を反映しており、継続的な経営効率化とあわせ、▲10%程度の効率化を織込み。

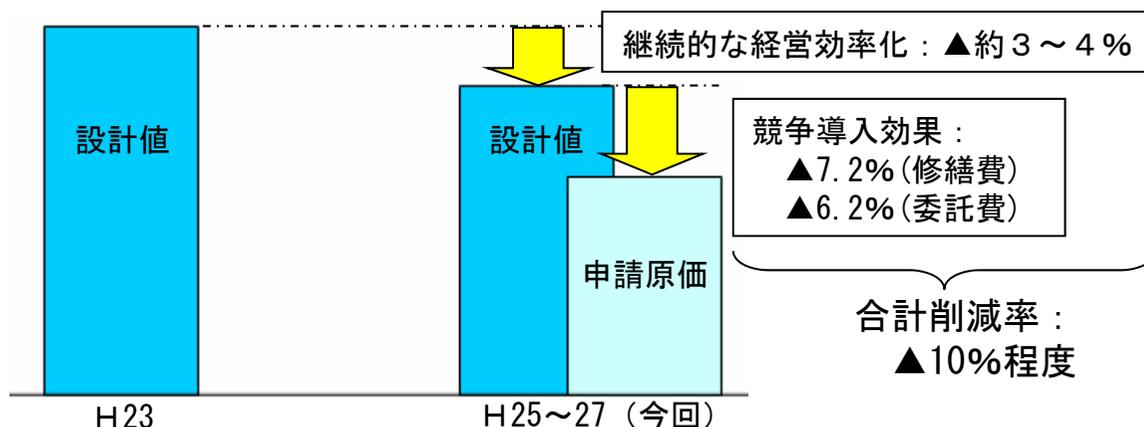
※ 修繕費・委託費の継続発注件名をサンプルとして抽出し、設計値の低減率を算定

〔継続発注件名設計値の推移〕

(百万円)

	H23	H25～27平均	
	設計値	設計値 (競争導入効果反映前)	申請原価 (競争導入効果反映後)
修繕費	2,627	2,540 ▲3.3%※	2,357 ▲10%程度※ (▲7.2%)
委託費	4,093	3,927 ▲4.1%※	3,683 ▲10%程度※ (▲6.2%)

※ H23年度設計値に対する低減率
()はH25～27設計値に対する競争導入効果の低減率



【参考】H24年度契約単価低減例

品名	低減率※
コンクリート柱	▲4.8%
遠制子局	▲1.0%
通り碍子	▲2.0%
LP碍子	▲3.6%
アルミ電線	▲1.1%

※ H23年度契約額に対する低減率

【参考】H24年度設計基準単価低減例

品名	低減率※
配電用変圧器	▲4.6%
ガス遮断器	▲13.4%
油遮断器	▲7.8%

※ H23年度設計基準に対する低減率

- 平成21～23年度の3か年平均の資機材調達総額は約4,500億円、このうち子会社・関連会社との取引額は約1,900億円であり、資機材調達総額に占める子会社・関連会社への発注比率は約42%。
- 設備の健全性維持に必要な修理・取替・部品調達、非常災害時の迅速な復旧のための生産能力や技術力の維持・継承などの事由から、電力の安定供給に直結する資機材の調達にあたっては、随意契約とせざるを得ない場合が存在。
- そうした制約がある中、これまでも、発注方法の工夫、グループ各社の効率化目標を織り込んだアクションプラン、お取引先との協働での原価改善活動などに取り組み、継続的に調達コストを低減。
- 今後、新規取引先の開拓や分離発注の推進、お取引先提案の活用等の施策を通じ、3年間(平成25～27年度)で、競争発注比率を現行水準の倍にあたる30%まで高めることを目標。子会社・関連会社との取引においても、競争発注を拡大。

〔グループ一体となったコスト低減への取組みの効果〕

項目	主な取組み品目	活動期間	従来契約額※1 (期間累計)	コスト低減額 (期間累計)	低減率
原価改善活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柱上変圧器 ・ 遠制子局 ・ 保護継電装置 	H14年度から 順次活動中※2	749億円	▲47億円	▲6.3%
アクション プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート柱 ・ 送電線 ・ 航空巡視 ・ 発電設備保全・運転業務 	H18～20年度※3	2,738億円	▲58億円	▲2.1%

※1 従来契約額は活動開始前の価格にて期間中に調達した場合の累計額

※2 品目別に順次活動を開始しており、低減効果は以降の取引価格へ継続的に反映

※3 グループ会社の経営効率化を通じた電気事業のコスト低減への寄与を目的に、平成18～20年度に集中的に活動し、低減効果は以降の取引価格へ継続的に反映

- 当社の競争入札実績に基づき、7費目※1を対象に平均▲7%の競争導入効果（▲230億円）を反映。
- 競争導入効果額は、過去3か年（平成21～23年度）の全社競争入札の実績を抽出して、発注額における設計値※2からの費目別の低減率を対象原価※3に乗じて算定。

※1 修繕費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、養成費、固定資産除却費、減価償却費(設備投資)

※2 設計基準等に基づく工数・数量、並びに過去の実績やその時点での市況を反映した積算値

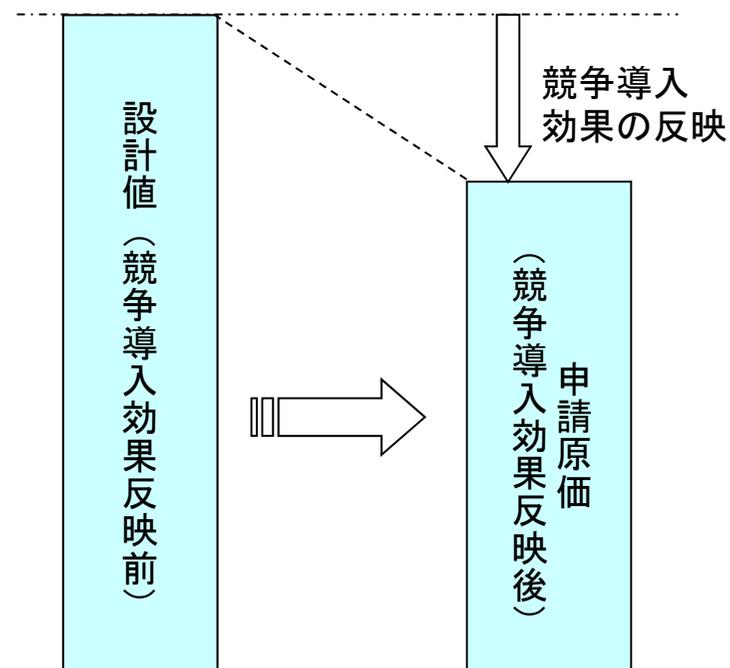
※3 既契約分や金融機関手数料など、競争導入効果が期待できないものを除く

〔各費目別の反映内容〕

(億円、%)

項目	対象原価	低減率	反映額
修繕費	2,076	▲7.2	▲150
廃棄物処理費	122	▲8.6	▲10
委託費	747	▲6.2	▲46
普及開発関係費	29	▲2.8	▲0.8
養成費	3	▲7.8	▲0.2
固定資産除却費	118	▲7.7	▲9
減価償却費(設備投資)	161 (1,466)	▲8.4	▲14
合計	3,256 (4,561)	▲7.1	▲230

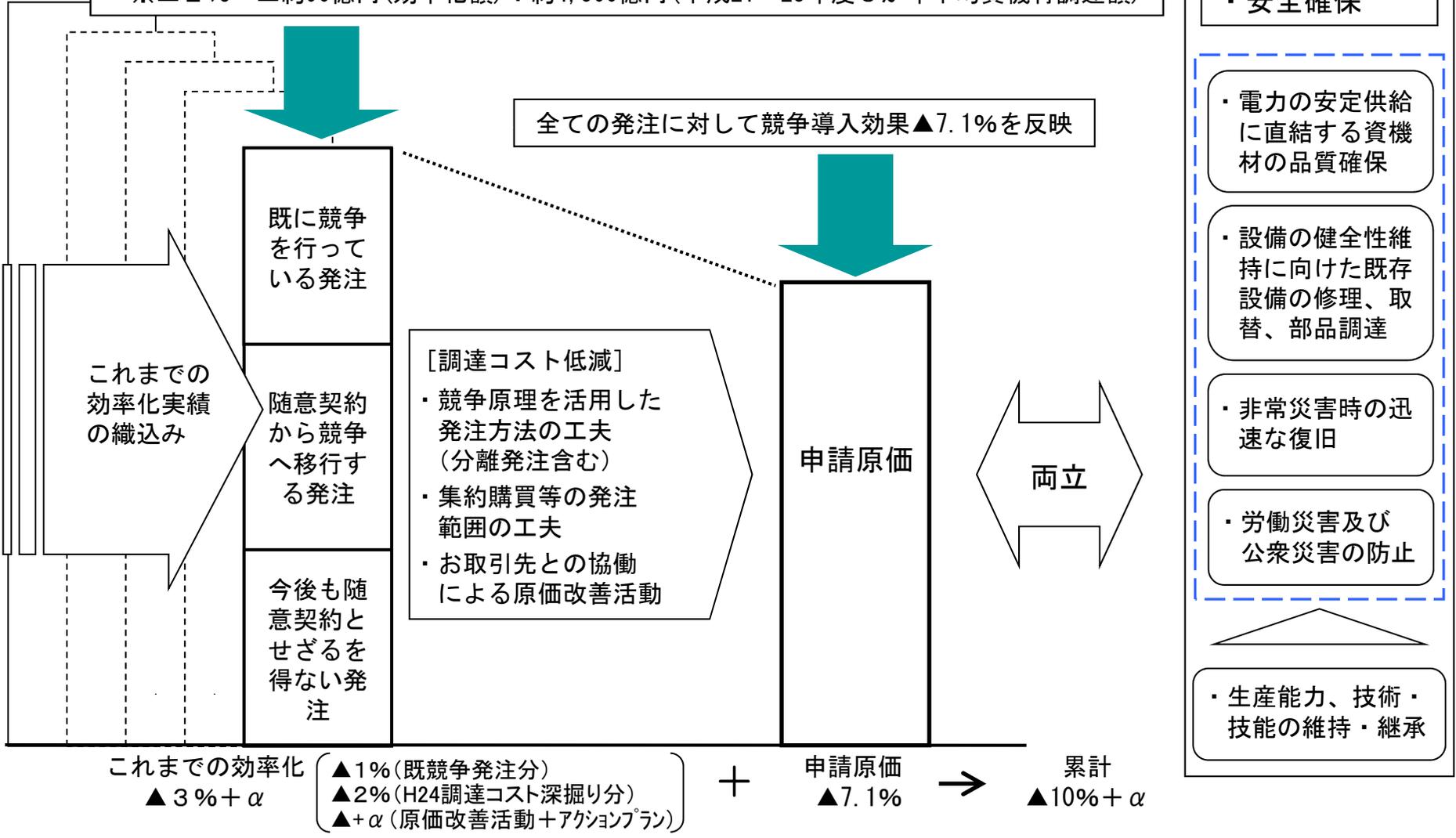
〔競争導入イメージ〕



※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

※ 合計欄の()は、修繕費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、養成費、固定資産除却費の6費目と設備投資の合計値

- ・原価改善活動
- ・アクションプラン
- ・既競争発注による調達コスト低減効果▲1%
 - ※▲1% = 14% (平成23年度競争発注比率) × ▲7.1%
- ・平成24年度における調達コスト低減の深掘りの実績▲2%※ (効率化額▲約90億円)
 - ※▲2% = ▲約90億円 (効率化額) ÷ 約4,500億円 (平成21~23年度3か年平均資機材調達額)



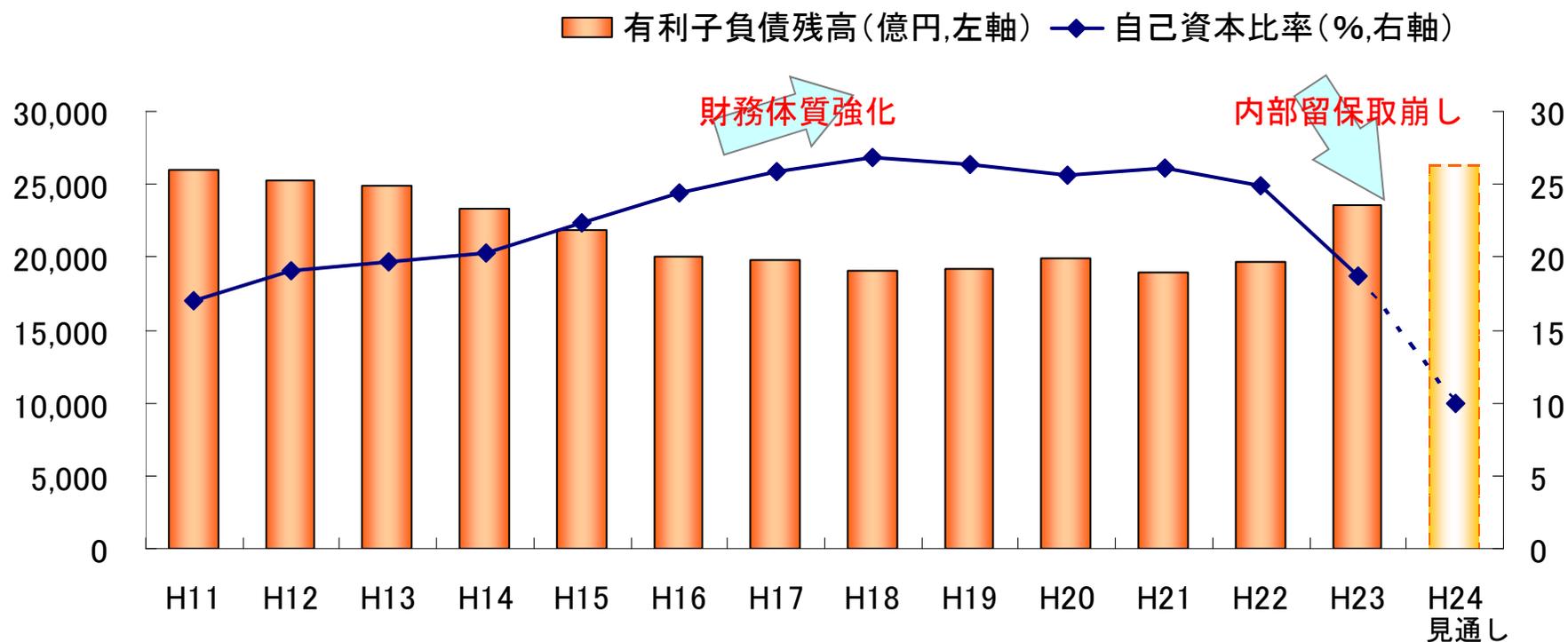
(人)

事業者名		主な取引内容	当社役員OB 役員数
1	(株)九電工	配電設備の建設、保守工事	3
2	西日本プラント工業(株)	発電設備の建設、保守工事	2
3	九電産業(株)	発電所の環境・リサイクル設備運転等	1
4	(株)九建	送電設備の建設、保守工事	2
5	ニシム電子工業(株)	通信設備の建設、保守工事	1
6	九電テクノシステムズ(株)	電気計測機器等の製造、調整等	1
7	西日本技術開発(株)	発電設備、土木設備の調査、設計等	1
8	九州高圧コンクリート工業(株)	コンクリート製品（電柱、パイプ等）の製造等	1
9	一般財団法人 九州電気保安協会	配電設備の電気設備点検	1
10	(株)九電ハイテック	送変電設備の保守・管理業務	1
11	(株)菱熱	発電設備、変電設備等の空調設備工事	1
12	九州電技開発(株)	送電設備の調査、設計等	1
13	九電不動産(株)	社有地の巡視点検	1
14	(株)東和	送変電設備の建設、保守工事	2
15	(株)にしけい	発電設備、変電設備等の警備業務	1
16	保全工業(株)	送電設備の保守工事	1
17	大分エル・エヌ・ジー(株)	発電設備への高圧ガス受入、管理、送出	1
18	(株)電気ビル	事務室等の保守、点検	1

※ 当社役員OBの役員数は当社が把握しているものに限る

- 事業報酬は、電気事業に必要な真実かつ有効な資産（レートベース）に対し、電気事業に必要な資金を調達することができる程度の率（事業報酬率）を乗じて算定。
- 過去には、支払利息や配当金を積み上げて事業報酬を算定していたが、積み上げ方式では、各社毎の資本構成の差異等によって原価水準に差が出ることや、資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことから、昭和35年に現在のレートベース方式に変更。
- レートベース方式のもと、当社は、これまでの効率化の成果を設備投資や有利子負債の削減等に活用し、資金調達コストの低減や財務体質の強化を図ることで、電気料金の中長期的な安定化・低廉化に努めてきたところ。また、効率化等による内部留保を取崩すことにより、燃料費等の増加に伴う料金値上げをこれまで回避してきたところ。

〔有利子負債残高と自己資本比率の推移〕



- 東日本大震災以降、火力燃料費や購入電力料の大幅な増加に伴い多額の資金調達を余儀なくされ、有利子負債残高が急増。
- 一方で、社債のスプレッド（国債の流通利回りに対する上乗せ利率）が大幅に拡大しているなど、資金調達環境は厳しさを増している状況。

〔資金調達額の推移（個別）〕

（億円）

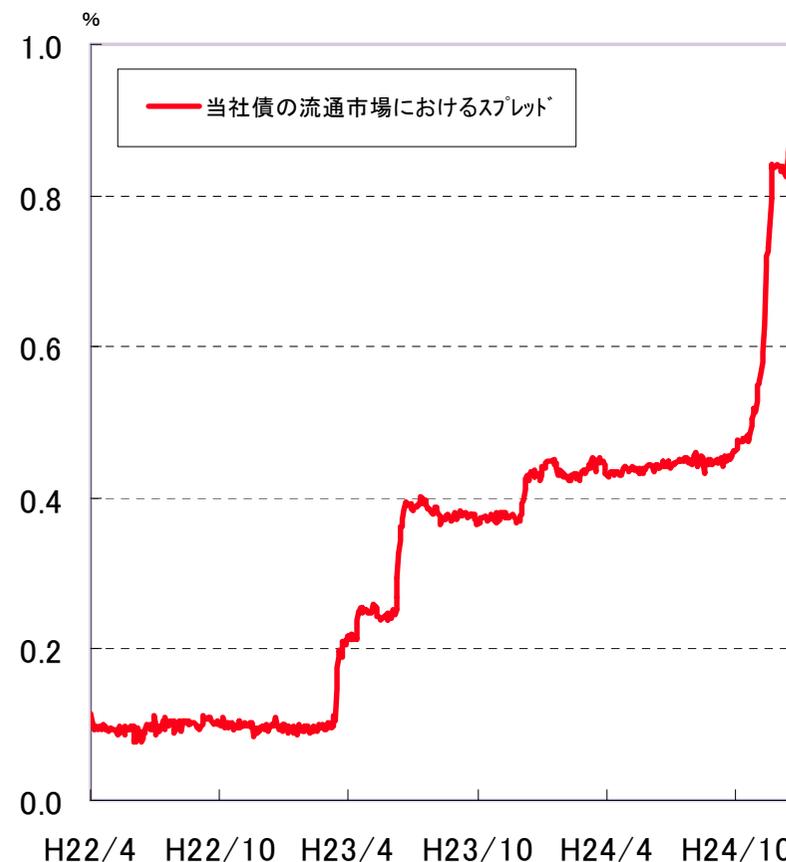
	H21	H22	H23	H24. 3Q 累計
社 債	600	1,300	—	800
借 入 金	1,216	1,710	7,380	3,760
長期借入金	170	550	6,260	2,620
短期借入金	1,046	1,160	1,120	1,140
CP（純増減）	—	300	▲300	—
資金調達額計	1,816	3,310	7,080	4,560

有利子負債残高	18,944	19,681	23,601	25,721
（対前年度末）	▲951	736	3,919	2,120

※1 CP：コマーシャル・ペーパー

※2 切捨て表示のため、合計が合わない場合がある

〔社債スプレッドの推移（残存10年程度）〕



（出所：日本証券業協会 売買参考統計値）

- 事業報酬の算定にあたっては、「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針」において、「現行の事業報酬制度の趣旨を踏まえると、事業者独自の経営リスクを勘案するのではなく、9電力会社平均の β 値を採用することが適当」と整理されたところ。
- 仮に、震災影響のある東京電力等の実績を特殊事情による「異常値」として β 値の算定諸元から除く場合、個別事業者の経営リスクを勘案することになり、事業報酬制度の趣旨や東京電力の査定方針に沿っていない。また、 β 値が「異常値」であるか否かを定量的に判断することはできないため、事業報酬率の設定において恣意性の排除が困難。

<東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（H24.7）〔抜粋〕>

- ・ 1960年にレートベース方式に基づく現在の事業報酬制度が導入された趣旨は、それ以前の資金調達コスト積み上げ方式に基づく料金原価算入では、各社の資本構成の差異によって原価水準に差が生じることや、電気事業者における資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことを考慮し、電力会社一律の事業報酬率を設定することとしたもの
- ・ この制度趣旨から、東京電力の事業報酬についても、原子力損害賠償支援機構法に基づく資金援助等による東京電力独自の資金調達コストの変化を勘案するのではなく、各電力会社一律に適用される報酬率を算定すべきであり、東京電力が今回の申請において、自らの事業リスクに基づいて事業報酬率を設定していることは適当ではない
- ・ 事業報酬率は、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（ β 値）を勘案し決定される
- ・ こうした点を踏まえ、事業報酬率の算定にあたっては、大震災以降の9電力会社平均の β 値を採用することが適当である

<第15回審査専門委員会（H25.1.18）における委員の方のご意見〔抜粋〕>

- ・ 潜在的賠償債務が存在する東京電力を査定するときには、他の9社の平均値をもってくるほうが変だという議論になるかもしれないが、逆のケースでは、東京電力または東北電力もどうなのか分からないが、震災という特殊事情の中で平均値に入れるのはどうか思う。主観的意見としては入れない方がいいと思う

- 普及開発関係費は、電気料金メニュー関連、電気安全関連、需要抑制要請関連等の費用。イメージ広告・販促関連、オール電化関連、PR館(販促)関連の費用は全額原価不算入。
- 各種情報の発信・提供にあたっては、マスメディアを効果的に活用するとともに、お客さまからのお問合わせ・ご意見などに適切に対応することが必要。
- 特に、節電・省エネ・需要抑制については、国の方針として電力会社も国民各層に対する普及啓発活動を徹底して行うこととされており、電力会社による地域に密着した取組みが重要。

(百万円)

分類	主な業務	H25~27平均
電気料金メニュー関連	・ 電気料金メニュー・手続きの周知	506
	・ 電気料金低減に資する省エネ活動 (→②)	
電気安全関連	・ 台風災害等による停電関係広報活動	170
	・ 電気事故防止・電気安全PR活動 (→①)	
需要抑制要請関連	・ 需要抑制・節電要請 (→①)	139
電力設備・エネルギーに関する理解促進活動関連	・ 展示館運営	702
	・ 原子力広報活動	838
その他情報提供関連 (公益的目的)	・ エネルギー教育・環境意識啓発	421
	・ お客さまとの対話活動 (→③)	
	・ 社外への情報発信	
合計	—	2,777

【再掲】

項目	概要	H25~27平均
①マスメディアを活用した情報発信	・ 公衆感電事故防止PR、節電のお願いPR	117
②電気料金低減に資する省エネ活動	・ 料金メニューや省エネ手法に関するお客さまからのお問合わせ・ご相談への対応 ・ 地域のお客さまへの省エネ講座等の開催	426
③お客さまとの対話活動	・ お客さま対話活動、世論調査	26

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

- 省エネ法では、電力会社等のエネルギー供給事業者に対して、一般消費者が行う省エネに資する情報を提供する努力義務を規定。
- また、「エネルギー・環境会議／電力需給に関する検討会合」において、「政府及び電力会社は、国民各層に対する節電の普及啓発活動を徹底して行うこと」などを決定。

〔省エネ法第86条※(一般消費者への情報提供)〕

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者(略)は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知(略)等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。

※「エネルギーの使用の合理化に関する法律」：平成18年4月に第86条が新設・施行

〔エネルギー・環境会議／電力需給に関する検討会合〕

- 「今夏の需給対策について」(平成24年5月18日)
 - ・ 節電に関する普及啓発活動の実施
政府及び電力会社は、地方公共団体等とも協同し、国民各層に対する節電の普及啓発活動を徹底して行う。
- 「夏期の節電啓発について」(平成24年6月22日)
 - ・ 一過性に終わらせず継続的な省エネ活動へ
今回の節電啓発活動は、夏期の電力需給状況の改善が一義的な目的であるが、単に短期的な取組として終わらせるのではなく、経済性の向上等にも寄与する形での省エネの継続的な実施を通じて、我が国の長期的なエネルギー需給構造の強化につなげるものとする。
 - ・ 電力需給の見える化や需給予想
電力需給状況や電力需要予想について、各電力会社から情報発信を行い、また、政府は「節電.go.jp」を始め関係府省のホームページ等で情報提供を行う。さらに、テレビ放送、公共交通機関の画面表示、携帯電話、民間WEBサイト等の民間事業者等によるこれらの情報の幅広い提供に電力会社は積極的に協力することとし、政府はこれを促す。

- 当社は、クレーン作業や凧揚げ、台風等による高圧線断線・接触、送電鉄塔等への昇塔などにより発生する人命に関わる重大な公衆感電事故を回避するため、夏季・冬季安全月間期間中に、送変電関連の工事会社や学校等へチラシ等を配布するほか、ホームページでの注意喚起を実施。
- また、電力需給の安定化のため、夏季や冬季における重負荷期に九州の約700万世帯全戸へ節電のお願いチラシを配布したり、ホームページを活用して需給状況や効果的な節電方法に関する情報を発信。
- しかしながら、チラシは低年齢層への十分な周知が難しく、また、ホームページはお客さまからのアクセスに委ねられ、十分な訴求ができない。
- このように、お客さまの年齢や情報入手方法等の違いにより、接触する広報媒体の種類や頻度が異なるため、お客さまの接触率が最も高いテレビや情報量が多い新聞広告等のマスメディアを組み合わせた情報発信を行うことが重要。
- また、コスト面で比較しても、九州全てのご家庭の検針時にチラシを配布する場合と、九州全てのお客さまにマスメディアを活用して情報発信を行う場合では、大きな差はない。

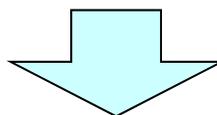
〔九州全域のお客さまにチラシ配布とマスメディアでお知らせした場合のコスト比較〕

(百万円)

チラシ配布によるPR	7円／1枚（印刷費3円、検針時配布手数料4円）×約700万世帯	49
マスメディアによるPR	テレビ・ラジオCM 【放送局】テレビ：九州内全23局、ラジオ：九州内AM・FM17局 【制作費】5百万円 【放送料】35百万円 ・テレビ：30百万円〔各局3本／日〕、ラジオ：5百万円〔各局1本／日〕23日間放映	40
	新聞広告 半5段・モノクロ・九州内12紙 【制作費】0.3百万円 【掲載料】5.7百万円	6
	ミニコミ誌 5段・モノクロ・九州内7誌・1回 【制作費】0.15百万円（0.15百万円×1回） 【掲載料】1.85百万円（1.85百万円×1回）	2
	合計	—
		48

〔考え方〕

- 省エネ活動は、電力需給の安定化に加え、値上げによる負担増をお願いするお客さまに対し、最適な電気料金メニューや省エネによるご負担の軽減方法をお知らせするために実施するものであり、エネルギー供給事業者として当然の責務。
- ただし、値上げをお願いする状況においては、年間を通じたマスメディアによる省エネPRを中止するなど、お客さまからご理解を得られる必要最低限の費用で実施することが必要。
- 従って、ホームページやパンフレット・チラシによる情報提供を基本とするものの、ご高齢者などホームページを閲覧されない方、より詳細な説明をお求めの方などへの配慮も必要であることから、地域のネットワークを活用した丁寧な情報提供をあわせて実施。
- また、電気料金の低減に資する料金メニューや省エネ手法に関してお客さまから実際にいただいたお問合せ・ご相談等に対して、社員が個別に対応。



〔本費用の必要性〕

- 当社ホームページの閲覧や自発的にはお問合せをされないお客さま、より詳細な説明をお求めの方などへの情報提供手段の確保が必要。
- また、お客さまからのお問合せ・ご相談対応のための経費を確保し、社員の訪問説明や資料作成等の個別対応が必要。
- 年間を通じたマスメディアによる省エネPRに加え、本費用による活動も実施できない場合、ご家庭の省エネを支援する活動が困難。

【お客さま対話活動】

- 「お客さま対話活動」は、地域のお客さまに当社事業全般についてご説明し、お客さまのご意見・ご要望を伺い、これらの声を事業運営に反映させる目的で全社をあげた取組みとして実施。
- 具体的には、経営層をはじめ事業所長等が出席する懇談会や、お客さまの会合等に出向き対話する（出前形式）取組みのほか、お客さまを直接訪問する活動等を全社において展開。
- また、先の公聴会においても、「当社とお客さまとのコミュニケーションの場」を求める声が多く、平成25年度以降も「お客さま対話活動」は継続して取り組むことが必要。

【世論調査】

- 「世論調査」は、社会情勢や世論の動向を踏まえた事業活動を行うため、九州にお住まいのお客さまの意識を定量的・体系的に継続して調査する取組みとして実施。
- 調査内容は、節電や原子力発電に対するお客さまの意識や、情報公開への取組みなど当社の広報活動に対する評価等をお聞きしており、企業イメージ的な調査ではない。

〔お客さま対話活動（懇談会・出前形式）の実績〕

- ・実施期間：平成24年3月～
- ・実施回数：150回以上（平成25年1月末現在）
- ・お客さま：3,500名以上
- ・懇談会形式：経済団体、産業団体、消費者団体、労働団体、NPO、自治会などの方にお声掛けし、お集まりいただく形式
- ・出前形式：上記団体の定例会合等の場に当社の経営層や事業所長等が出向く形式

〔世論調査の概要〕

- ・実施回数：年1回
- ・調査方法：インターネット調査（サンプル数：1,600名）、電話調査（サンプル数：150名）
- ・質問広告：電気の発電方法、節電取組み状況・意向、電気予報の認知・接触経路、原子力発電の必要性・安全性 など

〔これまでの対話活動におけるお客さまのご意見〕

- ・市民の多くは九電に関わりがなく、九電の取組みへの理解不足から「九電反対」の一方的な意見に偏っているのではないかと。より多くの人の意見を聴く機会を設けたほうが良い（H24. 10. 17支社）
- ・一般の人はテレビや新聞からしか情報が入ってこないため、皆さんが直接伝えることが大事（H24. 10. 25営業所）
- ・顔と顔を合わせて話すことは大切。今後もこのような機会を作ってもらいたい（H24. 11. 18支社）
- ・年に一回は、一般の人から意見を聞くこのような会を実施してほしい（H24. 11. 27営業所）

〔公聴会（H25. 1. 31、2. 1）における審査専門委員の方々のご意見〕

- ・不信感の払拭のためには、情報の公開と分かりやすい情報発信を行い、市民との対話が重要（南委員）
- ・日常的に地域の方々とコミュニケーションを行うことを皆さんが求めておられる。そのようなことを今後ご検討いただきたい（辰巳委員）
- ・消費者の方が安心して、九州電力が生活をサポートする、そういった企業に生まれ変わってほしいと。そのために共通に会話する場を継続的に作る努力をしてほしい（永田委員）

〔審査専門委員会（H25. 2. 6）における審査専門委員の方々のコメント〕

- ・その場で意見を伺う意義を感じた。特に自分たちの普通の暮らしと、電力事業者の考える普通に暮らしている私たちというものにずれがあると思うような発言があった。電力会社の社長が出てきて回答することで、非常に説得力があったのではないかと（辰巳委員）
- ・事業者の立場と消費者の立場・要望とは相反している。その部分を両者が埋めるために、継続したコミュニケーションの場を今回の公聴会以外に設けることを検討することも重要ではないかと（永田委員）
- ・消費者の生の声を聞く機会を与えられたことは大変良かった。1つ1つの質問に対し、両電力役員がきちんと答えるという場を与えられたことは大変良かった。意見を聞きっぱなしではなく、聞かれたことにきちんと答えることが非常に重要（松村委員）

〔当社第三者委員会※（H23. 8. 18）における委員の方のご意見〕

- ・第三者委員会の調査結果も踏まえて、きちんと説明する場を設けることが、今後会社の信頼回復にとって非常に大切。第三者委員会の報告を受けた後に、会社が主体的にしっかりやることを説明すべき（古谷委員）

※意見投稿呼びかけ問題等の一連の事象についての事実関係の再調査、根本原因の究明、再発防止策の策定のために設置

「経営トップを中心とする会社幹部が、電気利用者等の消費者、ステークホルダーと直接対話を行う場を設けること」を提言